子育ての知恵袋

子育ての不安や悩みを抱えている子育て中の方を対象に、相談員（右表）が、自宅で電話や面談により、子育てについての相談を受けたり、話し相手となります。

相談員宅には、「小平市子育ての知恵袋相談員」の表札が掲げてありますので、気軽にご相談ください。

相談などの時間　午前8時～午後10時（相談員が対応可能なとき）

※相談者のプライバシーは、守ります。安心してご利用ください。

問合せ　児童課☎042（346）9543

身近な相談相手になります

子育ての知恵袋事業相談員
（11月1日現在）

氏名	住所	電話番号
中村　容子	小川町1－791－15	042(343)8056
山中　裕子	小川町1－983－33	042(345)5922
山本まりこ	小川町1－1104	042(332)9567
髙橋三紀子	栄町1－7－10	042(343)0785
清家　巌	小川西町1－27－303	042(347)0606
木橋志づ子	小川西町3－3－2	042(343)3302
澁谷　知枝	小川西町4－13－24	042(341)5670
茂木　豊子	小川東町1821－147	042(343)4504
中野ミチ代	小川東町3－5－10－406	042(343)9417
中鉢　博子	小川東町4－3－6－411	042(343)5983
細谷　初江	小川東町5－11－1	042(342)0436
清水　茂子	上水本町2－9－15	042(322)2319
古川　隆子	上水本町2－10－8	042(322)2175
江﨑みのる	上水本町6－11－46	042(324)0616
瀬和　敏江	上水南町4－9－18	042(321)5456
井　シヨ	学園西町1－6－12－103	042(332)0413
浅井美津子	学園西町3－8－15	042(343)2973
佐川　幹子	学園東町496－45	042(344)3808
宮嵜　熙	学園東町1－10－12	042(341)7805
島﨑加代子	学園東町2－14－25	042(341)1343
堀内　人美	仲町563	042(332)8823
三宅　直子	回田町237	042(324)8700
田中　寛子	御幸町69－11	042(322)4611
石橋　幸子	鈴木町1－72－1－1－801	042(347)7802
澤田美智子	鈴木町1－362－4	042(323)0581
坪井　可子	鈴木町1－472	042(324)4685
本橋久美子	大沼町2－439	042(345)1128
戸田由紀子	花小金井南町1－2－12	042(385)0354
新井　一枝	花小金井南町3－6－19	0424(64)0564
櫻井　清子	花小金井3－36－20	0424(71)0340
髙橋　勲	花小金井4－7－9	0424(71)7147
古屋しう子	花小金井4－24－7	0424(64)7424
山城　悦子	花小金井5－31－1	0424(62)2854
佐藤　倫子	花小金井6－130－9	0424(62)5164

犬・猫は正しく飼いましょう

これだけは守って

◆人に迷惑をかけないために

犬の運動不足・ストレスの解消、むだぼえ防止のため、毎日散歩させましょう。ただし必ず引き綱や鎖などに犬をつないでください。

◆犬のフンは飼い主が必ず持ち帰り始末してください

シャベルを持って散歩してフンを埋めればいいと思っている人がいますが、それは他人の土地や公共の場所です。

◆犬の放し飼いは絶対にやめてください

おとなしい犬でも、飼い主が見ていないところでは何が起こるかわかりません。

犬の飼い方わんポイント

◆飼い主がリーダーになる

犬は、リーダーを中心として生活していますので、わがままな犬にしないためにも重要なことです。

◆えさは最後に与える

犬の世界は、強いものから先にえさを食べます。食事は飼い主が先に済ませてから、犬にえさを与えるようにしましょう。

◆散歩のときは、飼い主が先頭に

犬に引っ張られ、犬のいいなりに散歩するのではなく、飼い主が行き先を決め、常に犬をコントロールするよう心がけましょう。

猫の飼育は屋内で

屋内飼育を成功させるコツは、子猫のうちから慣れさせることです。上下運動のできる空間、専用のトイレ、つめとぎなどを室内に用意しましょう。

また、屋外で飼育している猫は、もらい手のつかない不幸な命を生み出さないためにも、不妊去勢手術をしておきましょう。

問合せ　東京都動物愛護相談センター多摩支所☎042（581）7435

犬は必ず登録しましょう

生後91日以上の犬は、法律により生涯一度の登録および年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。まだ犬の登録をしていない方は、必ず登録しましょう。

登録窓口　環境保全課、東部・西部出張所、動く市役所

登録手数料　3千円

問合せ　環境保全課☎042（346）9536

（ご利用ください）小平市ペット情報登録制度

市では、ペット（犬、猫など）を手放そうとする方と、新たに飼育を希望する方との橋渡しをしています。

対象者　▽現にペットを飼育している市民（飼育者）▽ペットの飼育を希望する方（希望者）

対象ペット　▽原則として幼年期にあること▽健康であること▽希望者へ引き継いでも問題がないこと

利用方法　▽飼育者、希望者のいずれも登録カードに必要事項を記載して提出してください

※飼育者は、ペット1匹につき1枚の写真が必要です（写真は返却しません）。

▽飼育者、希望者のいずれも登録カードを閲覧して相手を探してください

▽受け渡しは、当事者間で誠意をもって話し合ってください

▽市は紹介したペットの受け渡しや、その後の飼育において生じた問題について一切責任を負いません

登録有効期限　登録した日の翌日から飼育者は1か月、希望者は3か月を経過した日の属する月の末日まで

※ペットの写真は、小平市ホームページで閲覧できます。

問合せ　環境保全課☎042（346）9536

官公署だより　ホッと!! こだいら

街頭・侵入犯罪抑止対策実施中

市内では、毎月約6件の刑法犯罪が発生しています。ひったくり、空き巣ねらい、車上あらしなど市民生活を脅かす事件が続いています。

ひったくりでは、自転車利用時の被害が約7割で、主に主婦や高齢者が狙われています。また、高齢者にかかわる自転車利用時の交通事故も増えており、事故全体の5割近くに達しています。

警察では今年からの3年間で10年前の治安状況に戻そうと努力していますが、市民の皆さんのご協力が必要です。「ホッと!!こだいら」を合言葉に、ともに安全・安心のまちづくりを進めましょう。

※11月7日（金）に学園西町で発生した殺人事件では、多くの皆さんのご協力をいただき、犯人を検挙することができました。ありがとうございました。

問合せ　小平警察署☎042（343）0110

自転車に乗ればあなたもドライバー

自転車は、手軽で便利な乗り物ですが、信号無視や歩道通行時における歩行者の通行妨害、夜間の無灯火走行など交通違反やマナーの低下に起因する交通事故や迷惑行為が多発しています。また、朝夕の通勤、通学時間に交差点などで自動車との接触や衝突による事故が多く発生しています。

自転車を安全に利用し、周囲に迷惑をかけることのないよう基本的なルールをもう一度確認しましょう。

▽自転車は、法令で定める車両です

▽信号無視、一時不停止などは、交通違反として取締りを受けることがあります

▽歩道は、歩行者が優先です

▽暗くなったら、早めにライトをつけましょう

▽明るく目立つ色の服装や反射材を身につけましょう

〈小平警察署、小平市〉

太陽光発電システムなどの導入を補助

環境への負荷のない自然エネルギーとして注目されています。

◆住宅用太陽光発電導入補助

補助額　太陽電池出力1㌔㍗当たり9万円（1件9・99㌔㍗まで）

応募資格　▽一般住宅用（一般用）…住宅用太陽光発電システムを設置する方で、電力会社と電灯契約を行う方

▽一般住宅用（建売用）…住宅用太陽光発電システム付き建て売り住宅などを購入する方（応募は、建て売り住宅供給者などが行います）

応募締切　2月20日（金）

※予算の範囲内で、先着順に受付。

※別に住宅用太陽熱高度利用システム補助の募集もあります。詳しくは問い合わせてください。

問合せ　㈱新エネルギー財団導入促進本部太陽光発電部☎03（5275）3046、太陽熱利用部☎03（5275）9566

暖房器具からの火災を防ごう

冬を迎え、暖房器具は欠かせませんが、平成14年中の暖房器具からの火災は、東京消防庁管内では昨44件発生しています。

暖房器具からの火災を防ぐために、次のポイントを必ず守りましょう。

▽乾燥のために、衣類や可燃物を近くに置かない

▽スプレー缶などを暖房器具の上や近くに置かない

▽寝るときや外出するときは必ず火を消す

▽給油時は必ず火を消す

問合せ　小平消防署予防課☎042（341）0119

多摩小平保健所

電話番号の確認を

多摩小平保健所の電話番号は、移転に伴い変更していますが、最近、間違い電話が多発しています。ご確認のうえ、お間違いのないようお願いします。

問合せ　多摩小平保健所☎0424（50）3111

消費税法が改正　来年4月から適用

消費税法の一部が改正され、原則として平成16年4月1日から適用されます。

◆主な改正点

▽事業者免税点の引き下げ…納税義務が免除される課税期間の基準期間における課税売上高の上限が3千万円から1千万円に引き下げ

▽簡易課税制度の上限の引き下げ…簡易課税制度を適用することができる課税期間の基準期間における課税売上高の上限が2億円から5千万円に引き下げ

▽課税期間の特例（課税期間の短縮）の改正…新たに1カ月の期間を課税期間とする

▽中間申告の申告・納付回数の改正…直前の課税期間の年間確定消費税額4千8百万円（地方消費税込みの場合は6千万円）を超える場合には、年11回の中間申告・納付を行う

▽総額表示の義務付け…あらかじめ取引価格を表示する場合には、消費税額（地方消費税額を含む）を含めた価格を表示する

問合せ　東村山税務署☎042（394）6811

（公庫住宅ローン）返済が困難な方の救済措置

住宅金融公庫では、公庫住宅ローンの返済が困難な方を対象に、返済方法の変更などの相談を行っています。

返済に不安な方は、早めに公庫支店または取り扱い金融機関の住宅ローン返済相談所でご相談ください。また、勤務先の倒産などにより、返済が困難となっている方で一定の要件に当てはまる方は、返済期間の最長15年間延長、3年間の元金据え置き期間の設定および据え置き期間中の金利引き下げを行います。

この救済措置は、平成16年3月31日までです。詳しくは問い合わせてください。

問合せ　住宅金融公庫東京支店返済相談室☎03（5261）8921

自衛隊生徒募集

応募資格　15歳以上17歳未満の中学校卒業（見込み含む）男子

試験日　一次試験…1月10日（土）

待遇　採用と同時に特別職国家公務員となり、給与（約15万3千円）が支給され、教育修了時には、高等学校の卒業資格を取得できます

問合せ　自衛隊東京地方連絡部国分寺募集案内所☎042（324）1010

お知らせします　小平市職員の給与

小平市職員の給与制度については、市議会における給与条例、予算などの審議がなされた後に決定されています。

その内容について、市民の皆さんにご理解をいただくため、平成15年4月1日現在の小平市の職員給与などの状況を、次のとおりお知らせします。

問合せ　職員課☎042（346）9514

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考)13年度の人件費率
14年度	15.3.31現在 174,651人	48,042,669千円	1,038,661千円	10,581,858千円	22.0%	22.0%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況（一般会計予算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)
		給料	職員手当等	期末・勤勉手当	計(B)	
15年度	896人	4,034,947千円	1,211,899千円	1,891,602千円	7,138,448千円	7,967千円

※職員手当等には退職手当を含みません。
※給与費は当初予算に計上された額です。

(3) 職員の平均給料月額および平均年齢の状況（平成15年4月1日現在）

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢(歳・月)	平均給料月額	平均年齢(歳・月)
小平市	385,278円	44歳2月	321,944円	44歳3月
東京都	356,673円	43歳4月	333,793円	47歳4月

(4) 職員の初任給の状況（平成15年4月1日現在）

区分		小平市		東京都		国	
		決定初任給	採用2年経過時給料額	初任給	採用2年経過時給料額	初任給	採用2年経過時給料額
一般行政職	大学卒	180,900円	205,200円	180,900円	205,200円	171,500円	185,600円
	高校卒	149,500円	160,200円	144,900円	154,200円	139,500円	149,200円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成15年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	288,031円	345,000円	388,288円
	高校卒			
技能労務職	全学歴	240,600円	252,633円	289,860円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成15年4月1日現在）

区分	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長	課長	課長	課長補佐	係長	主任	主事	主事	主事	
職員数	17人	42人	15人	99人	219人	76人	140人	18人	0人	626人
構成比	2.7%	6.7%	2.4%	15.8%	35.0%	12.1%	22.4%	2.9%	0%	100.0%

※給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です（税務職、薬剤師・医療技術職、看護・保健職、福祉職、技能労務職、教育公務員を除く）。
※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(7) 昇給期間短縮の状況（一般行政職）

区分	平成13年度	平成14年度
職員数(A)	635人	626人
普通昇給期間(12月)を短縮して昇給した職員数(B)	63人	76人
比率(B/A)	9.9%	12.1%

※職員は通常12か月良好な成績で勤務したとき昇給しますが、勤務成績が特に良好な場合、昇給期間が短縮されます。

(8) 職員手当の状況

区分		小平市		東京都		国	
		期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
期末勤勉手当（平成14年度）	6月期分	1.45月分	0.60月分	1.60月分	0.45月分	1.55月分	0.70月分
	12月期分	1.55月分	0.55月分	1.65月分	0.45月分	1.70月分	0.70月分
	3月期分	0.50月分	—	0.50月分	—	—	—
	計	3.50月分	1.15月分	3.75月分	0.90月分	3.25月分	1.40月分
	職務上の段階による加算措置	有		有		有	
退職手当（平成14年度）		自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
	最高限度額	60.0月分	62.7月分	50.0月分	62.7月分	60.0月分	62.7月分
	勤続20年	27.5月分	38.0月分	24.25月分	38.0月分	21.0月分	28.875月分
	勤続25年	36.5月分	50.0月分	32.5月分	50.0月分	33.75月分	44.55月分
	勤続35年	53.0月分	62.7月分	49.75月分	62.7月分	47.5月分	62.7月分
	退職時特別昇給	定年2号、勧奨1号		定年等退職…原則1号、特別2号		1号	
		その他の加算措置…定年前早期退職特例措置（2％～20％加算）					
	1人当たり平均支給額	12,843千円	30,647千円				

※退職手当の1人当たり平均支給額は、平成14年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

	支給対象地域	全地域
調整手当（平成15年4月1日現在）	支給率	12%
	支給対象職員数	896人
	国の制度(支給率)	地域区分により12%～0%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(14年度決算)	568,700円

時間外勤務手当	平成14年度	支給総額	287,703千円
		職員1人当たり支給年額	311千円
	平成13年度	支給総額	286,716千円
		職員1人当たり支給年額	308千円

（平成15年4月1日現在）

区分	内容	国の制度との異同	国の制度の内容
扶養手当	配偶者月額16,300円 その他の扶養親族1人につき月額6,600円 満16歳から22歳までの子について4,000円加算措置	異	配偶者月額14,000円 その他の扶養親族2人まで月額6,000円 その他月額5,000円。満16歳から22歳までの子について5,000円加算措置
住居手当	月額8,100円	異	自己所有住宅　月額1,000円 賃貸住宅　月額27,000円まで
通勤手当	交通機関利用者　月額45,500円まで 自転車等使用者　通勤距離に応じて支給	異	交通機関利用者　月額50,000円まで 自転車等使用者　通勤距離に応じて支給

特殊勤務手当（平成14年度）	職員全体に占める手当支給職員の割合	34.8%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	16,919円
	手当の種類	9
	代表的な手当の名称　支給額の多い手当	年末年始勤務手当、滞納整理手当、福祉事務手当
	代表的な手当の名称　多くの職員に支給されている手当	年末年始勤務手当

(9) 特別職の報酬等の状況（平成15年12月1日現在）

区分		給料等月額	区分		支給割合	支給割合計
給料	市長	1,029,000円	期末手当	市長	15年度6月期　2.05月分	4.40月分
	助役	882,000円		助役	15年度12月期　2.35月分	
	収入役	793,800円		収入役		
報酬	議長	650,000円		議長	15年度6月期　2.05月分	4.40月分
	副議長	580,000円		副議長	15年度12月期　2.35月分	
	議員	550,000円		議員		

(10) 部門別職員数の状況と主な増減理由（平成15年4月1日現在）

区分		職員数 平成14年度	職員数 平成15年度	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門	議会	11	11		
	総務企画	185	182	△3	自動車運転業務の退職不補充など
	税務	66	67	1	税の徴収率向上のための業務増
	民生	294	300	6	医療制度改正による業務の増など
	衛生	49	46	△3	清掃事務所の業務の退職不補充など
	農林水産	4	4		
	商工	5	5		
	土木	93	90	△3	建設事業所の業務の退職不補充など
	小計	707	705	△2	

区分		職員数 平成14年度	職員数 平成15年度	対前年増減数	主な増減理由
特別行政部門	教育	218	207	△11	学校事務職員の嘱託化など
	小計	218	207	△11	
公営企業等会計部門	下水道	18	18		
	その他	70	70		
	小計	88	88		
合計		1,013	1,000	△13	

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

(11)定員適正化の数値目標および進ちょく状況等

①定員適正化の目標

定員規模の適正化やコスト削減などから定員配置を適正かつ計画的に行うため、平成15年度を初年度とした定員適正化計画を策定し、平成17年度では職員体制をおおむね1,000人とし、外郭団体など派遣職員を除き、実質980人体制とします。

②定員適正化手法の概要

○定員は、業務量の変化に応じて配置し、新たな行政需要には組織の統廃合や事務の効率化などで生じる人員配置を基本とします。

○技能系労務職員については退職者の不補充を基本とし、業務の民間委託化などを図ります。

○窓口サービスや施設管理などの業務には、嘱託職員の活用を図ります。

○時期的に繁忙期・閑散期の差のある業務には、臨時的任用職員を活用します。

③定員適正化の年次別進ちょく状況の概要

区分		平成14年度（計画前年度）	平成15年度（実績）	目標（平成15～17年度）
一般行政部門	減員		17	19
	増員		15	16
	差引		△2	△3
	職員数	710	708	707
特別行政部門	減員		11	13
	増員		2	2
	差引		△11	△11
	職員数	218	207	207
公営企業等会計部門	減員			0
	増員			△2
	差引			△2
	職員数	88	88	86
合計	減員		28	32
	増員		15	16
	差引		△13(81.3%)	△16
	職員数	1,016	1,003	1,000

※計画期間は、平成15年度から平成17年度の3か年です。
※（　）内の数値は、目標に対する進ちょく率です。
※各年度とも4月1日現在の職員数です。